○外務省告示第百二十七号

平成二十四年三月二十日にタシケントで、ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　黒田義久在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　アブドゥラ・アリポフ副首相

平成二十四年四月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百二十八号

平成二十四年三月二十一日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　卜部敏直在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十四年四月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百二十九号

平成二十四年三月二十一日にハノイで、ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　谷﨑泰明在ベトナム大使

ベトナム側　ディン・ラー・タン交通運輸大臣

平成二十四年四月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百三十号

平成二十四年三月二十一日にハノイで、ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　谷﨑泰明在ベトナム大使

ベトナム側　カオ・ドゥック・ファット農業農村開発大臣

平成二十四年四月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字神城字セイド南檜沢一四五三六の三二から一四五三六の三四まで（以上三筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字神城字セイド一四〇八七の一二（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県伊那市高遠町上山田二二三一の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾能郷字此金谷八三〇の一〇八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾高尾字吉尾一〇二一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県多治見市姫町五丁目六、八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県小県郡青木村・木曽郡木祖村（以上二村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）